

第6回 特定複合観光施設区域整備推進会議  
議事次第

平成29年7月4日(火)  
10:00~12:00  
霞が関ビルディング35階  
東海大学校友会館「富士の間」

1. 開会
2. カジノ事業者に係る公租公課等について
3. カジノを含むIR事業・カジノ事業の監督等について
4. カジノ管理委員会について
5. 閉会

《配布資料》

- 資料1 カジノ事業者に係る公租公課等について  
資料2 IR事業に係る行政の組織・規制のあり方について  
(櫻井委員説明資料)  
資料3 カジノ管理委員会について

## カジノ事業者に係る公租公課等について

# カジノ事業者に係る公租公課のあり方

## 推進法

- ・「国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。」（第12条）
- ・「国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。」（第13条）

## 附帯決議

- ・「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。」（第8項）
- ・「法第12条に定める納付金を徴収することとする場合は、その用途は、法第1条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第10条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。」（第15項）

## 第1回推進本部会合

- ・「カジノ収益を幅広い公益目的に還元することにより、国民の幅広い理解を得られるようにする」との総理発言

「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」（平成29年6月9日閣議決定）

## 第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。

## ⇒ 基本原則

1. カジノ事業からの収益については、幅広く公益に還元する。
2. カジノに対する世界最高水準の規制を行うために発生する歳出増加については、安定財源を確保する。
3. 諸外国における公租公課の状況及びIRを取り巻く競争環境、上記1.・2.の目的に照らして適切な負担水準とする。

## 諸外国における公租公課の種類

GGR等に対する  
比例負担

カジノの粗収益（GGR : Gross Gaming Revenue）やスロットマシンやテーブルの台数といった規模に着目してカジノ事業者に課す比例負担

定額負担  
(ライセンス料等)

カジノ規制庁の一般行政コスト等を賄うことなどを目的として、ライセンス料等の名目で課される定額固定の負担

特定の行政経費に  
対する変動実費負担

個別の背面調査費用といった変動の大きい費用を賄うため、実費で徴収される手数料等

租税負担

法人税や消費税といったカジノ事業者が納付する租税負担

## 米国ネバダ州の公租公課

○米国ネバダ州では、連邦法人税のほか、定率のカジノ税等が課されている。

GGR等に対する比例負担	カジノ税	ゲーミング税	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGR計算方法 (ネバダ州法463章) ①賭け金総額(但し、与信に基づくものは入金があった時点で収入に計上)+②顧客同士のゲームからの収入 -③顧客への払戻金	スロットマシンやテーブルの台数	
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50,000ドル以下 3.5%</li> <li>・50,000ドル超～134,000ドル 4.5%</li> <li>・134,000ドル超～ 6.75%</li> </ul>	スロットマシン	テーブル
納付時期		月に1回	年に1回/四半期に1回
税収	743.8億円(2016年度)	年間 1台当たり250ドル 四半期 1台当たり20ドル	年間 (17台以上の場合) 16,000ドル+200ドル× (台数-16) 四半期(36台以上の場合) 20,300ドル+25ドル × (台数-35)
使途	一般財源	一般財源 (注) 上記スロットマシンへの四半期ごとの課金(20ドル)の一部 (2ドル:10%)については、依存症対策に充当(計1.6億円)	
ライセンス料(定額)	-		
手数料(実費)	背面調査に必要な費用を、実費徴収 当該手数料(背面調査費用)については、予算非計上(収入額不明)		
主な租税負担	連邦法人税、州売上税		

## シンガポールの公租公課

○シンガポールは、法人税や付加価値税のほか、カジノ税やライセンス料が課される。

<b>カジノ税(比例負担)</b>	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGRの計算方法 (カジノ管理法33章A) ①賭け金総額 + ②顧客同士のゲームからの収入 - ③顧客への払戻金 - ④ゲームに課される付加価値税額
税率	①VIP客によるGGR 5% ②一般客によるGGR 15%
納付時期	年に1回
税収	2,160億円 (2016年度) ※カジノ以外の競馬・くじも含む。
使途	一般財源
<b>ライセンス料(定額)</b>	
収入	30.4億円 (2016年度)
使途	カジノ規制機関の組織運営(人件費、福利厚生費、土地賃貸料等)
<b>手数料(実費)</b>	
背面調査に必要な費用を、実費徴収 当該手数料 (背面調査費用) については、予算非計上 (収入額不明)	
<b>入場料</b>	
対象	・シンガポール国民又は外国人永住者から徴収 ・24時間 : 100星ドル (約8,000円) / 1年間 : 2,000星ドル (約16万円)
収入	約1.45億星ドル (約116億円) (2016年度)
使途	公的、社会的又は慈善目的に使用
<b>主な租税負担</b>	
法人税、付加価値税	



## マカオの公租公課

○マカオでは、法人税や消費税の負担はない。他方、カジノ税やライセンス料が課されている。

GGR等に対する 比例負担	カジノ税	ゲーミング税	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGRの計算方法 ①賭け金総額 - ②顧客への払戻金	スロットマシンやテーブルの台数	
税率	①"Special Gaming Revenue" (GGRの) 35% ②特別税 : (GGRの) 4%	スロットマシン	テーブル
納付時期		1台当たり 1,000パタカ (約1.4万円)	VIP客向け 1台当たり30万パタカ (約414万円) 一般客向け 1台当たり15万パタカ (約207万円)
納付時期	年賦課額の1/12を各月に前納	年に1回	
税込	約1.1兆円 (2016年度)	約179.3億円 (2016年度)	
用途	①は一般財源 ②は文化振興等を行う公共財団への寄付金 または 都市・観光開発、社会保障の財源	一般財源	
ライセンス料(定額)	マカオ政府とカジノ事業者との協定により支払う「プレミアム」		
収入	3,000万パタカ (約4.1億円)		
用途	一般財源		
手数料(実費)	-		
主な租税負担	-		

## 豪州ビクトリア州の公租公課

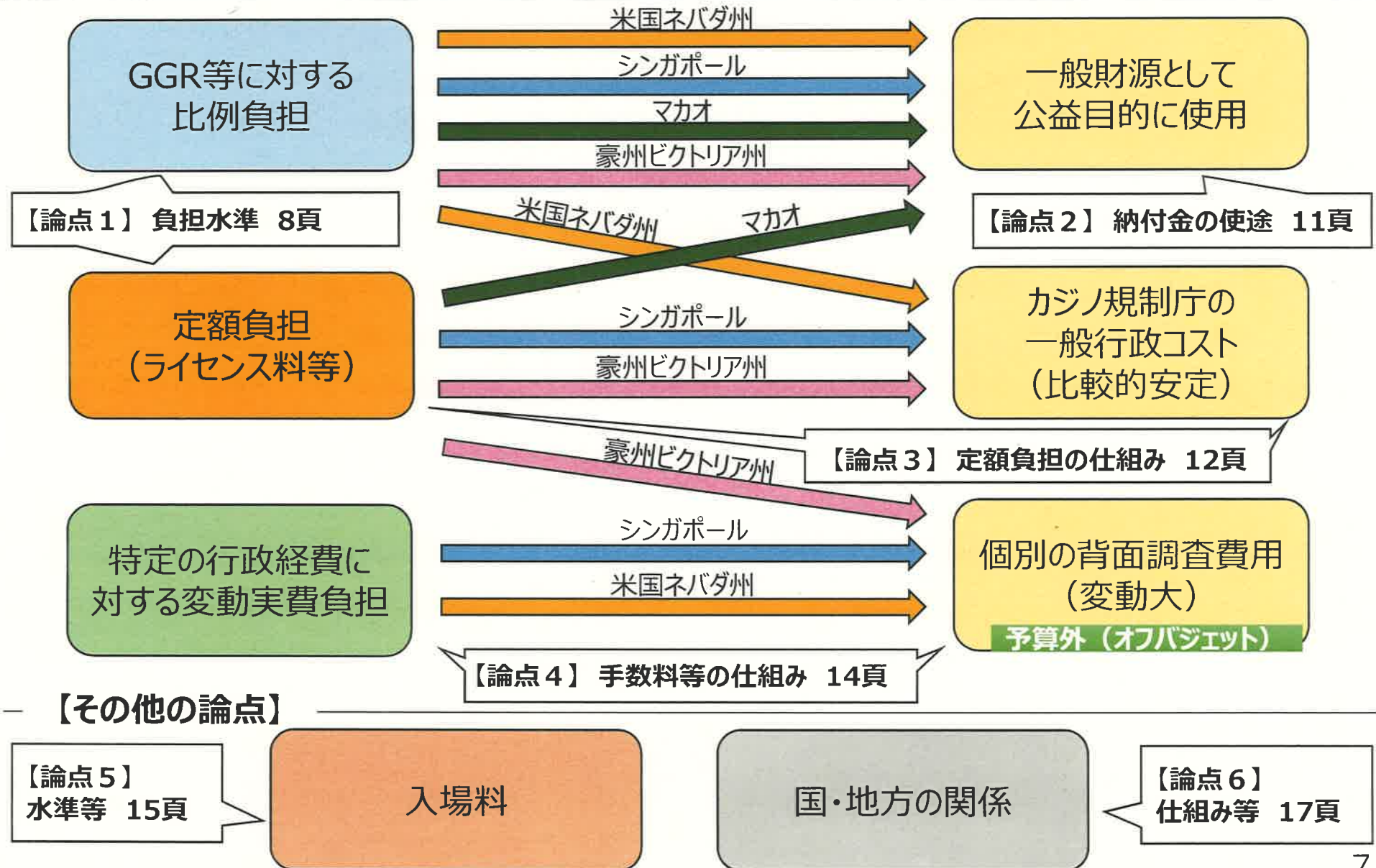
○豪州ビクトリア州では、法人税や付加価値税のほか、カジノ税やライセンス料が課される。

カジノ税(比例負担)	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGRの計算方法 (カジノ管理法81章J) ①賭け金総額 - ②顧客への払戻金
税率	①ゲームマシンによるGGR 31.57% ②テーブルゲームによるGGR (一般客) 21.25% / (VIP客) 9% ③"Community Benefit Levy" (GGRの) 1% ④"Super Tax" GGRのうちBase Amount (毎年変更) を超えた部分への税 — 20millionオーストラリアドル (以下、豪ドル) 毎 1%税率増加 — 380million豪ドル超の部分 20%
納付時期	年に1回
税収	610億円 (ライセンス料を含む) (2016年度)
用途	一般財源、但し③は地域社会や福祉への還元又は依存症対策に用いられる。
ライセンス料(定額)	ビクトリア州とクラウンカジノとの間のライセンス契約に基づき支払われる。 (2050年までの契約。910million豪ドル (約747億円) が上限)
収入	上記カジノ税の内数
用途	カジノ規制庁の財源
手数料(実費)	—
主な租税負担	法人税、付加価値税



# 各国の歳入・歳出の対応関係

○シンガポールでは、固定対固定、変動対変動となっており、最も安定的かつ確実な制度となっている。



## 論点1 公租公課の負担水準

○諸外国の公租公課の負担水準を比較するため、大胆な仮定を置いたモデル計算を試みる。

**包括利益計算書（2014～16年）（2社平均）** ← 公表されている財務諸表により、諸外国のIRの中で、単体の収益等が明確に把握できるゲンティンシンガポール、クワンメルボルン（豪）2社の実績平均値を、2014～2016年の3年平均で算出

<b>IR全体収入</b>	<b>2,112億円</b>
売上原価等	▲1,581億円
粗利益	531億円
その他収益	83億円
諸経費	▲177億円
営業利益	437億円
営業外損益	▲20億円
<b>税引前利益</b>	<b>417億円</b>
法人税等	▲110億円
当期純利益	307億円

←

ゲーミング収入 (カジノGGR)	<b>1,488億円 (76%)</b>
ノンゲーミング収入	624億円 (24%)

← カジノ税等控除後の税引前利益率が417億円になるように、営業費用等を算出

$$2,112\text{億円} - 437\text{億円} = \text{税引前利益} 417\text{億円}$$

$$\uparrow$$

$$\text{カジノ税等及びライセンス料 (実績値)}$$

$$= \text{営業費用等 (1,258億円 (60%))}$$

上記を基に、IR全体収入2,112億円、カジノGGR1,488億円、営業費用等を1,258億円とするモデルケースを設定する。同様に2社平均より、テーブル520台、スロットマシン2,500台とする。

## 諸外国のモデルに基づく実効負担率の機械的試算（イメージ）（注1）

○諸外国は概ね20~40%台の実効負担率（手数料を除く）となっている。

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州	日本
IR全体収入① (うちGGR 76% ①')	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)
GGR等に対する比例負担②	月次免許料 (6.75%) $1488 \times 6.75\% = 100$ 億円 スロット免許料 年次: \$ 250 \times 2500台 四半期: \$ 20 \times 2500台 \times 4 テーブル免許料 年次: \$ 16000 + \$ 200 \times (520台 - 16) 四半期: (\$ 20300 + \$ 25 \times (520台 - 35)) \times 4 1億円	一般客からのGGR (15%) VIPからのGGR (5%) 計240億円 ※実績値より算出(但し、固定資産税額も含む)	カジノ税 (39%) $1488 \times 39\% = 580$ 億円 ゲーミング税: スロットマシン 2500台 \times 1.4万円 テーブルゲーム VIP向け: 520台 \times 50\% \times 約400万円 一般向け: 520台 \times 50\% \times 約200万円 16億円	テーブルゲーム: 一般客はGGRの21.25% VIP客はGGRの9% ゲームマシン: GGRの31.57% 地域利益負担料: GGRの1% Super Tax (累進性) ゲームマシン税 (累進性)	納付金 (10%~40%) $1488 \times (10\sim40\%) = 148$ 億円~595億円
定額負担③ (ライセンス料等)	-	年間16億円(実績値)	年間4億円(実績値)	年間 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">664億円 実績値より算出</span>	a(定額負担)
営業費用等(60%)	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円
税引前利益	753億円	596億円	254億円	190億円	259~706億円(-a)
法人税④	$753 \times 35\% = 263$ 億円	$596 \times 17\% = 101$ 億円	-	$190 \times 30\% = 57$ 億円	$(259\sim706) \times 29.97\% = 78\sim212$ 億円(注3)
消費税⑤(注4)	$(2112-1488) \times 8\% = 50$ 億円	$2112 \times 7\% = 148$ 億円	-	$(2112-1488) \times (100-60)\% \times 10\% = 25$ 億円	$(2112-1488) \times (100-60)\% \times 8\% = 20$ 億円(注3)
地方税⑥	商業税(GGR-②) \times 0.2% $(1488-101) \times 0.2\% = 3$ 億円	固定資産税 ※上記GGR負担の内数	不動産保有税 税収不明	不動産保有税 税収不明	法人外形課税21億円 固定資産税54億円(注5)
税引後利益	437億円	345億円	254億円	108億円	91~404億円(-a')
実効負担率 (②~⑥) \div ①(注3)	17.4%	24.7%	28.4%	38.5%	20.6~35.5% (+β)
GGRに占める負担率 (②~⑥のカジノ関連部分 \div ①')	20.4%	30.1%	40.3%	52.2%	24.7~47.8% (+β')

(注1) 上記は、一定の仮定に基づく試算であり、日本の実際の税制上の取扱いについて予断するものではない。

(注2) 換算レートについては、1ドル=111円、1星ドル=80円、1パカ=14円として計算。(平成29年6月時点) (注3) 地方税相当分を含む。

(注4) シンガポールは、事業者負担の消費税がなされる。ネバダ州はゲーミング部分は課税対象外。ビクトリア州はゲーミング部分に減額措置がなされている。

(注5) 土地部分は国内アミューズメント施設周辺地域の土地公示価格を、建物・償却資産部分は外国事業者の平均資産額を用いて機械的な計算を行ったもの。その他、都市計画税等も賦課される可能性。



(参考) 国内の公営競技等に関する国庫納付金等

○国内の公営競技等では、GGRに相当する収入額に対する公的負担の割合は大きい。

	中央競馬	競艇	toto
施行者	日本中央競馬会 (JRA)	都道府県及び指定市町村	(独) 日本スポーツ振興センター
納付金等	<p>売上</p> <p>払戻金 (売上の70~80%) (H24 : 74.8%)</p> <p>国庫納付金 (売上の10%)</p> <p>諸経費</p> <p>剰余金 積立金等 (剰余金の50%) 国庫納付金 (剰余金の50%)</p>	<p>売上</p> <p>払戻金 (売上の75%~80%) (H24 : 75.0%)</p> <p>諸経費</p> <p>収益 地方公共団体に帰属 (売上の約2.6%) 船舶等振興法人への交付金 地方公共団体金融機構納付金</p>	<p>売上</p> <p>払戻金 (売上の50%)</p> <p>諸経費</p> <p>特定金額 (売上の10%)</p> <p>収益 国庫納付金 (収益の1/4) スポーツ団体等助成 (収益の3/8) 自治体等へのスポーツ助成 (収益の3/8)</p>
使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産振興事業等 (75%)</li> <li>社会福祉事業 (25%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に帰属 : 社会福祉・医療・教育文化・体育等の施策</li> <li>船舶等振興法人への交付金 : 海事事業、公益増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育文化振興、自然環境保全、青少年の健全な育成、スポーツの国際交流等の公益の増進を目的とする事業</li> </ul>

売上に占める納付金等の割合 (払戻金を控除した売上に占める納付金等の割合)

10.1% (40.1%)

6.0% (24.0%)

28.9% (57.8%)

(注) 実施団体の税負担の一部は、諸経費に含まれると考えられる。10

## 論点2 納付金の使途

- 諸外国のカジノ税等は主に一般財源に充当されている。
- 日本では附帯決議に広範な使途が示されており、モデル計算で想定される収入額を大きく上回る。

### 諸外国におけるカジノ税等の使途

米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州
一般財源（注）	一般財源	一般財源※特別税（注）を除く	一般財源（注）

（注）米国ネバダ州では、スロットマシンへの課金の一部（10%）を依存症対策に充当。またマカオでは、特別税として徴収されるGGR1.6%は公共財団への寄付金、2.4%は都市・観光開発、社会保障の財源に、豪州ビクトリア州では、地域便益金（GGR1%）は地域社会や福祉、依存症対策に充当されている。

### 推進法

- ・「この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。」（第1条）

### 附帯決議

- ・「法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てられることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。」（第15項）

### <歳出費目のイメージ>

	国・一般会計	地方・普通会計（都道府県及び市町村）
推進法第一条（目的）		
観光振興	観光庁所管経費 219億円	商工費（5.5兆円）等の一部
地域経済振興	地方向け補助金（25.7兆円）等の一部	
財政の改善		
社会福祉	社会保障関係費（32.5兆円）の一部	社会福祉及び老人福祉費 12.7兆円
文化芸術の振興	文教及び科学振興費（5.4兆円）の一部	社会教育費（1.2兆円）等の一部
依存症対策	依存症対策総合支援事業等 5.3億円	公衆衛生費（3.8兆円）等の一部

（注）国：平成29年度一般会計歳出、地方：平成27年度地方財政統計年報

### 論点3 定額負担（ライセンス料等）の仕組み

○シンガポールは、定額のライセンス料により、カジノ規制機関の組織運営費を賄っている。

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州
定額負担部分	—	(1施設あたり) 年間1,900万星ドル (約15.2億円) ※2施設で計30.4億円	(1事業者あたり) 年間3,000万パタカ (約4.1億円)	州との契約ベース (2014~50年までの契約 で最大747億円) ※1年あたり約21億円
用途	—	カジノ規制庁の 組織運営 (人件費、福利厚生費、 土地賃貸料等)	一般財源	カジノ規制庁の 財源
カジノ規制庁の人員	402名	約160名	327名	215名
カジノ規制庁の予算	4,190万ドル (約46.1億円)	3,933万星ドル (約31.5億円)	2.7億パタカ (約39.7億円)	3,200万豪ドル (約26.3億円)

#### (参考) 他の三条委員会の定員・予算

	定員	予算
原子力規制委員会（及び原子力規制庁）	1,005名	727億円
国家公安委員会（及び警察庁）	7,848名	3,185億円
個人情報保護委員会	103名	32億円
消費者庁	334名	122億円



## (参考) 日本における定額負担の例

### 各種手数料

- 原則として、1件ごとの人件費、庁費などの各要素費用を積み上げて単価設定し、それに基づき定額を徴収。

### 電波利用料

- 電波を独占的に利用する者（各無線局）から「電波利用共益事務」の処理に要する費用を徴収。

#### (参考) 電波法第103条の2

電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用（電波利用共益費用）を、その受益者である放送事業者が開設する放送局、電気通信事業者が開設する基地局や固定局等、すべての無線局が納付すべき金銭。

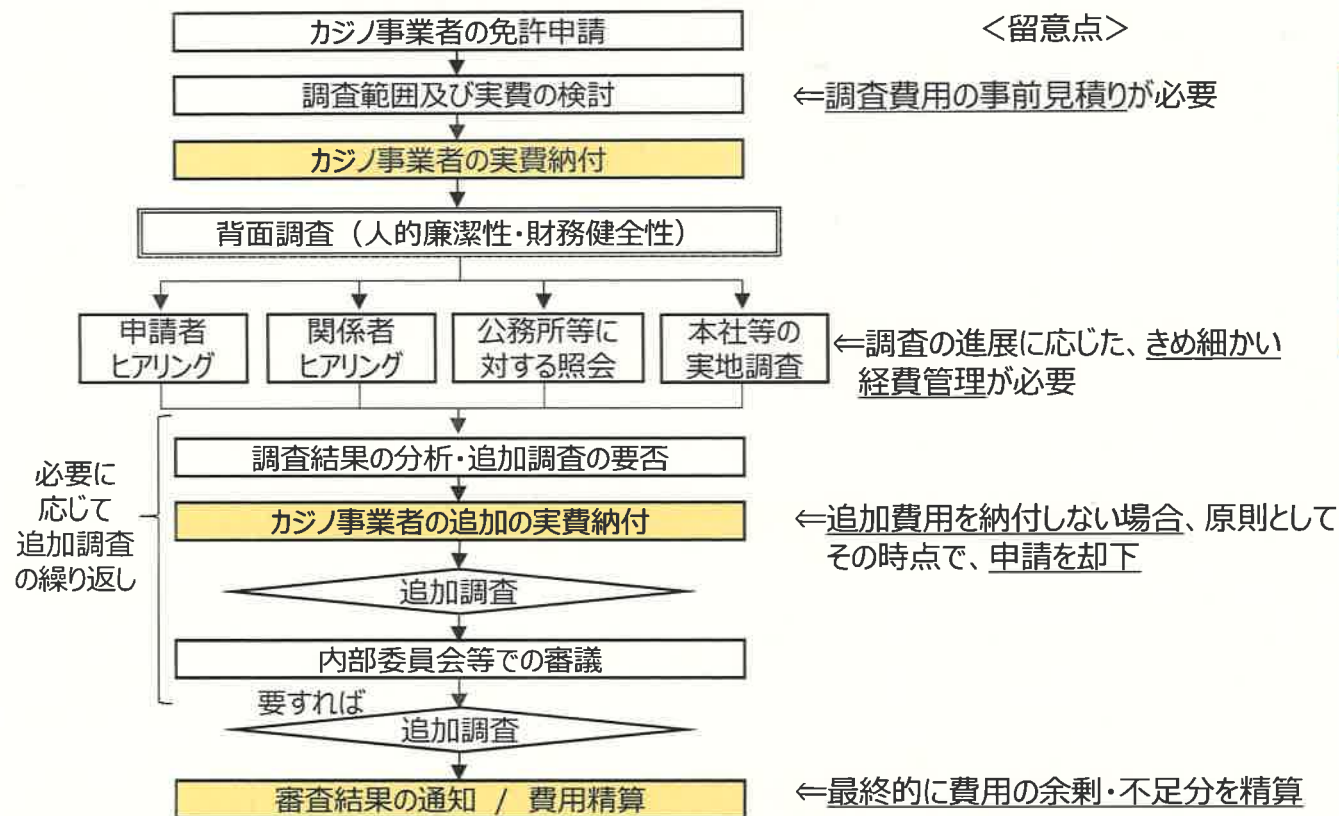
#### 一般会計予算（平成29年度）

雑収入 諸収入 電波利用料収入 620億円

## 論点4 手数料等の仕組み

- カジノの背面調査は、我が国に例のないものであり、必要に応じて、2次、3次とどこまでも追加調査を行うので、事業者の態様や申告内容により経費に大きな変動が予想される。
- 米国ネバダ州等においては、当該背面調査費用について、事業者から事前に見積った実費を徴収するとともに、最終的に余剰・不足分を清算することとしている。

### カジノ事業者の免許申請における事務フロー（諸外国の例）



（参考）背面調査の調査単価  
（マサチューセッツ州公表資料）

プロジェクトマネージャー	395米ドル/時間
調査コーディネーター、弁護士	320米ドル/時間
公認会計士、金融調査人	315米ドル/時間
国際会計士	405米ドル/時間
リサーチアナリスト、運営管理者	170米ドル/時間
運営補助者	75米ドル/時間

⇒申請者1件あたり25～65万ドル（約2750万円～7150万円）、100万ドル超（約1.1億円超）のケースも。

賦課対象	カジノ事業者（免許等）	施設/土地所有者（免許等）	関連機器等製造等事業者（許可等）	主要株主（認可）
調査対象者の範囲	申請者及びその役員、監査人、事業活動に支配的な影響力を有する者（出資、融資、取引関係者）、従業者、家族、交友関係のある者など、あらゆる関係者に対し、どこまでも徹底的な背面調査を実施	左記と同様	左記と同様	（申請者が法人の場合）左記同様 （申請者が個人の場合）本人、家族、交友関係のある者等、あらゆる関係者に対し、どこまでも徹底的な背面調査を実施

## 論点5 入場料の水準等

### 第5回推進会議資料 再掲

	シンガポール	韓国（カンウォンランドカジノ）
入場料の徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール国民又は外国人永住者から徴収</li> <li>24時間：100星ドル（約8,000円）</li> <li>1年間：2,000星ドル（約16万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国国民から徴収</li> <li>9,000ウォン（約900円）</li> </ul>
収入額	約116億円（2016年）	不明
使途	公的、社会的又は慈善目的に使用	一般財源として公益に用いられる

### 依存症対策としての入場料の効果（科学的知見）

- 入場料については、入場料を課すカジノが世界的にも極めて稀であるため、その効果についての科学的知見は必ずしも確立されていない。依存症予防に資するという意見がある一方で、かえって徴収分を取り戻すためのゲーミング行動を煽ることとなるという意見や依存症者は高額でも入場料を支払うため入場を抑止できないという意見もある。

### 入場料賦課のメリット

- しかし、以下のような入場料を賦課する制度的メリットに鑑み、入場料を賦課することとしてはどうか。
  - ① 入場料の支払を求めることにより、入場回数制限のための本人確認を確実に行える
  - ② カジノ施設への安易な入場を抑止できる
  - ③ 徴収した入場料を公益目的に還元できる
- その賦課対象は、入場回数制限と同様の考え方に基づき、外国人旅行客以外の者に対して1日（24時間）単位で入場料を課すこととしてはどうか。

## 論点5 入場料の水準等

○入場料の水準については、安易な入場抑止を図りつつ、利用客に過剰な負担とならないよう、他のアミューズメント施設における入場料や海外渡航費等も参考に検討してはどうか。

### (参考1) 国内アミューズメント施設の入場料・利用料の例（平成29年6月現在）

施設（アミューズメント）	金額	備考
東京ディズニーリゾート （ランド／シー）	・一日券：7,400円	・18歳以上は大人
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ)	・一日券：7,600円	・12歳以上は大人
横浜・八景島シーパラダイス	・一日券：5,050円	・高校生以上は大人
ナンジャタウン	・一日券：3,300円	・中学生以上は大人
アクアパーク品川	・一日券：2,200円	・高校生以上は大人
TOHOシネマズ	・一回券：1,800円	・幼児・学生以外は一般
上野動物園	・一日券：600円	・高校生以上は大人

### (参考2) 海外IR・カジノ施設等への渡航費（最安値の往復券）

シンガポール	韓国		マカオ
29,800円	航空券	フェリー	28,800円
	ソウル行き9,800円	釜山行き 9,800円	



## 論点6 国・地方の関係（納付金・入場料）

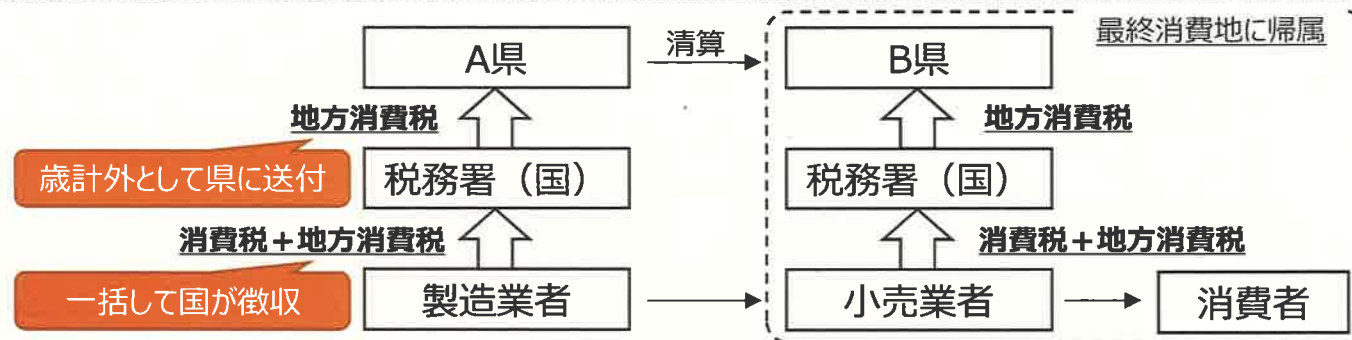
- 納付金及び入場料の徴収は、国・地方それぞれが徴収する方法と、国が一括して徴収を行う方法が考えられるがいずれの方法が適当であるか。
- 徴収される納付金及び入場料について、国・地方の配分をどうするか。
- 附帯決議で示された、周辺自治体等への配慮についてどのように対応すべきか。

### 【徴収及び配分方法】

- 徴収については、GGRの集計の適正性やカジノ事業者の財務健全性等を監督する国(カジノ管理委員会)が、地方消費税の例に倣って、一括して徴収することが適当ではないか。
- 配分については、IR区域の整備は国と地方がそれぞれの役割を果たすこととなっており、カジノ事業からの収益を国・地方がそれぞれ幅広く公益目的に用いるという観点から、納付金及び入場料について、国と認定都道府県等で折半することとしてはどうか。

#### (参考) 地方消費税

- ・ 地方消費税は、納税者の事務負担等を勘案して、国（税務署）が消費税と併せて一括して徴収を行う。
- ・ その後、国から都道府県に、地方消費税相当額が歳計外として払い込まれた上で、都道府県間で清算を行う。



### 附帯決議

- ・ 「法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合（中略）その制度設計に当たっては、（中略）周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。」（第15項）

### 【立地市町村等及び周辺自治体への配慮】

- 当該自治体に対しては、必要な行政需要に応じて、認定都道府県等から納付金の一部を交付できるとし、その方法・内容について認定都道府県等が作成する整備計画の記載事項としてはどうか。

## まとめ 今後の議論の方向性

○カジノにおける公租公課についての基本原則は、カジノ収益を幅広く公益に還元するとともに、世界最高水準の規制を行うための歳出増加については安定財源を確保すること。その観点から諸外国の例も踏まえると、固定費用は定額負担で賄い、変動費用は変動実費負担を課す方式が最も安定的かつ確実な制度と考えられる。

### 納付金

○納付金については、固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、諸外国の例に倣い、GGR（※）比例部分を合わせて一般財源として徴収してはどうか。

（※）「賭金総額－顧客への払戻金（コンプは含まない）」こととし、カジノ事業者が毎月集計を行うこととしてはどうか。

○具体的な額について、固定部分は、電波利用料の例に倣い、必要な行政経費に相当する額を賦課することとし、またGGR比例部分については、モデルに基づく諸外国との実効負担の比較及びIRを取り巻く競争環境を踏まえ、その水準を定めることとしてはどうか。また、使途については附帯決議の趣旨を含め、幅広く公益に用いることとしてはどうか。

### 手数料

○免許・認可等の申請時に行う背面調査等の手数料は、諸外国に倣い、実費徴収（人件費、庁費、旅費、通信費、外部委託費等）とし、調査着手前に十分な額を徴収する仕組みとしてはどうか。また、調査の進行に応じたきめ細やかな経費管理や、追加調査に要する費用等の的確な徴収を確実にするために十分な体制整備が必要ではないか。

### 入場料

○入場料の水準については、安易な入場抑止を図りつつ、日本人利用客に過剰な負担とならないよう、他のアミューズメント施設における入場料や海外渡航費等を参考にして、金額を定めることとしてはどうか。また、使途は一般財源として公益目的に用いることとしてはどうか。

### 国・地方の配分関係等

○納付金（GGR比例部分）及び入場料は、国・地方でそれぞれ幅広く公益目的に用いる必要があることから、国・認定都道府県等の折半としてはどうか。また、その徴収については、地方消費税に倣い、国が一括徴収して認定都道府県等に払い込むこととしてはどうか。

○立地市町村等及び周辺自治体に対しては、認定都道府県等から納付金の一部を交付できることとし、その配分について認定都道府県等が作成する整備計画の記載事項としてはどうか。



IR事業に係る  
行政の組織・規制のあり方について

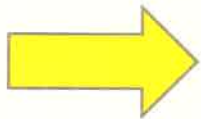
平成29年7月4日  
学習院大学 櫻井敬子

# カジノ管理委員会について

- 1 3条委員会方式の意義
  - 何からの独立を志向するのか。
  - 合議制機関の功罪。
  - 紛争処理（審判）機能についても意識する。
- 2 民間人の委員登用について（職員も含む）
  - 常勤委員と非常勤委員の混在＜委員会のガバナンス問題＞
  - 「脂ののった40代、50代」の登用可能性を拓く工夫が、国レベルでも欲しいところ。
- 3 「実力」のある行政機関でなければならない。
  - 専門性、技術性
  - スピード感と行動力
  - 輸入知見特有の問題
- 4 国土交通大臣との「連携」
  - 国土交通大臣の役割について 建設段階と管理運用段階
  - 「連携」についてはどう具体化するかがカギ。

## 規制する側とされる側の実力問題

- 規制する側は民間事業者より知見が高いはずだが、実際の行政は必ずしも建前どおりではない。
  - 1) 「公企業の特許」関係
  - 2) 当局に対するデータ等偽装案件が示唆すること。  
時代の変化により、民間の知見が行政を上回る。
  - 3) 同様の問題が、民間の開発圧力への対抗という場面にも生じる。
- カジノ関連規制については、民間事業者に高い知見があり、かつその自由な活動が事業成功の原動力であることから、
  - 1) 民間事業者による自主規制を基本としつつ、これを行政が監督するという構造にならざるを得ない。
  - 2) 他方、業界監督型行政には構造的脆弱性が内在する（規制が形骸化しやすい）。
  - 3) 有効な規制ができないと「犯罪の温床」となる虞が現実であり、それはIR事業の存続に関わる重大事態となる。



適時適切な権限行使を可能にする特段の仕掛け  
(強力な組織と多様な規制メニュー) が必要

# カジノ規制に求められる視点

出発点：違法性阻却により適法化された事業である

- 視点その1 公営競技との相違＝活力ある民間事業者が主体となる。  
地方公共団体、特殊法人等とは行動原理・価値観が異なるため、従来型の予定調和的な規制では十全でない。
- 視点その2 違法行為の完全な封じ込めは困難な業態であり、しかも、外部者だけでなく、従業員等内部者による違法行為が想定される。
- ➡国民、行政の双方にとって、未体験ゾーンに足を踏み入れるという自覚が必要。

- 1 基本的な考え方として、手持ちのツールをなるべく多く用意しておくことが必要。
- 2 スピード感のある対応が必須。
  - 行政の組織的意思決定は概して遅く、かつ、正確を期すため慎重な対応にふれてしまうが、民間の時間の進み方、決断は早い。 \* 仮決定・仮命令等の活用
- 3 パワフルな民間事業者にしっかり対峙する胆力が必要。
  - 事業者を油断させないよう、随時、高い知見と行動力を見せることの重要性。
    - \* 専門性確保、立入検査等の工夫、制裁は中間的なものから致命的なものを用意。
    - \* デフォルト的な一般規制もおいておく。備えあれば憂いなし。
  - 常にナローパスが求められる。 \* 国立マンション事例参照。
  - コンプラ違反の情報開示、行政当局と警察への通報体制を構築すべきこと。



# 実効性ある義務履行確保のポイント

## 1 行政刑罰の限界が語られる理由

多用されすぎ、刑事法特有のセオリー、執行が刑事裁判による等。

➡違法行為が事実上放置されかねず、行政による法執行の必要性が認識される。

## 2 課徴金をめぐる論争

民法（不当利得への限定）と刑事法（罰金との同視）のはざまの課題。

行政ツールとしては、政策目的との関係で合理的にセットすれば必要十分。

## 3 効果的な法執行のツボ

○相対的に小さい不利益の負荷（小回りが利き、発動しやすい）

○現物系の不利益の効果は絶大

反則金の納付を担保するもの：任意に払わないと起訴される

自動車重量税、放置違反金の納付を担保するもの：車検証の不交付

カジノ事業者がもっとも困ることとは何かを考える。

= 「お金」のビジネスであり、売り上げに直結する事項が規制されること

例) 営業時間制限、VIPルーム使用停止、金融業務停止、コンプ禁止、施設内関連業務の制限など。

# IR事業における国・地方の役割について —組織適性を踏まえた役回りの確保—

## 国の役割（主務大臣）

国際性の確保が成功  
の必須条件

- ①国際的競争力のある事業展開が可能となるよう、海外のニーズを的確に把握し、IR事業にダイレクトに反映させること。  
\*海外動向やビジネス関連のアドバイザリー・ボードを常設してはどうか。
- ②立地都道府県を超えた全国的な波及効果に関わること。
- ③手強い民間事業者にも自らも対峙し、かつ地方の後ろ盾になること。

## 都道府県の役割（政令市含む）

世界に通じる地域ブ  
ランドが作れるか

- ①世界に通ずる地域ブランドの発掘、創造がまずは大きな課題となる。  
\*公の発想には限界があるので、申請にあたり多様な知見を聴く手続（場）を設けてプランを検討してはどうか。
- ②地域振興の司令塔としての役割。
- ③エリア内住民、関係市町村、その他各種主体との利害調整の要としての役割。



# 全体コメント

## 1 IR事業者求められる「公益性」

○収益還元 納付金

○IR事業本体の持続的発展に尽力すべきこと。

再投資を怠らない、施設・イベントの陳腐化回避、新規顧客の開拓等。

○カジノ運営における高い倫理観の堅持を前提として、IR事業については民間ならではの自由闊達な発想をいかんなく発揮することが現代型公益に資する。

## 2 国、都道府県（政令市）、市町村の関係

○方向感の共有と合理的協働関係の構築が不可欠。

○法律論は時代的な曲り角にあり、伝統的ドグマを墨守するのではなく、個別法はプロジェクトを支える制度インフラとしての役目を積極的に果たすべきである。

## 3 行政の役割

○IR事業はできるだけ自由に、カジノは厳格規制を徹底すること。

○行政当局の役割は、民間事業者のエネルギーをいたずらに抑制しないよう環境を整えるとともに、規制すべきは現場レベルまで規制しきるところにあると思料。

○弊害対策は、国が制度的原因者としての責任を果たすことが求められる。

## カジノ管理委員会について

1. 基本的な位置付け～カジノ規制の厳正、公正・中立な執行～
2. 担うべき基本的機能～クリーンなカジノ・I R 事業の実現のために～
3. カジノ規制の実効性確保の方策～事業者自身の取組みとカジノ管理委員会による厳格な執行～
4. カジノ管理委員会の在り方

## カジノ管理委員会について ～ これまでの議論

### 【これまでの議論】

#### 推進法

- ・「カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。」（第11条）

#### 附帯決議

- ・カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。（以下略）  
（第13項（参議院））

#### 推進法の国会審議の過程

- ・カジノに関する規制を行う機関としては、監督、規制を適切に実施するため、既存の行政機関から独立した新たな行政機関で実施することが適切であり、いわゆる三条委員会として、同等の独立性、機能を有する新たな行政機関で実施することが適切との趣旨の提案者答弁。

## 1. 基本的な位置付け：（1）基本的な考え方

- 諸外国では、カジノに係る懸念への対処を含めた厳格な事業規範の確立や、その業務方法や財務活動について厳格な規制を事業者に課しており、これらを厳正に監督する専門の規制当局を設置している。
- カジノ管理委員会の権限の行使に当たっては、I R 推進・振興に係る他の行政機関や利害を有するカジノ事業者等との関係を踏まえ、組織として独立性を有し、公正・中立な立場での意思決定及び手続等が求められる。
- カジノ管理委員会については、I R 推進法において内閣府の外局に設置することが規定され、同法の附帯決議及び国会審議の過程において、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会<sup>※</sup>として設置することが求められている。

※いわゆる三条委員会とは、内閣府設置法、国家行政組織法において委員会という名称をもって呼ばれる行政機関をいう。原則として、いわゆる国家意思を表示する権限を有しているものに限られており、かつ、府又は省の外局とされている。

(学陽書房『法令用語辞典<第10次改訂版>』の「委員会」の項を参考に作成)

## （2）今後の議論の方向性

- I R 推進・振興に係る他の行政機関とは一線を画し、カジノに関する規制を厳格に執行する独立した行政委員会として、カジノ管理委員会を位置付けるべきではないか。

# カジノ管理委員会の活動（全体像）

国民・カジノ施設利用者

相談・通報

運用状況の公表

カジノ管理委員会

カジノ規制のルール策定  
カジノ規制制度の企画立案

カジノ事業免許等（更新含む）

厳格な背面調査

カジノ事業活動の規制  
（IR事業に関する規制も含む）

カジノ施設・機器の規制

懸念への対応

依存防止対策

マネー・ローンダリング対策等

青少年の健全育成

定期的・継続的な報告等に基づく監督

連携

マネロン対策  
依存防止対策等  
背面調査

国・地方の関係機関

国際連携  
情報交換

外国規制当局等

国会

運用状況の報告

機動的な監査・行政指導

報告徴収・立入検査・監督処分

納付金等

委員会職員が  
カジノ施設に常駐・監視

カジノ事業免許を受けたIR事業者等



## 2. 担うべき基本的機能

- カジノ管理委員会は、世界最高水準のカジノ規制を行うことにより、クリーンなカジノ・I R 事業を実現する中核的な役割を担う機関。

### 【カジノ管理委員会の担うべき基本的機能】

#### ①カジノ規制制度の企画立案等

- カジノ規制制度の企画立案、実施法に基づく具体的なカジノ事業の規制ルール策定（カジノ管理委員会規則、カジノ事業者等に対する各種ガイドライン等） 等

#### ②免許等による参入規制～あらゆる関係者に対して、どこまででも徹底的な背面調査を実施～

- カジノ事業者（代表者、役員、株主、監査人等を含む。）、土地/施設所有者、カジノ関連機器等製造等事業者等、指定試験機関等に対する厳格な参入規制と徹底した背面調査 等

#### ③カジノ事業活動の規制

- カジノ行為の種類・方法の制限、カジノ行為の不正防止のための措置、約款の認可、広告・勧誘の制限、コンプの規制、金融業務の限定、入場規制・本人確認、業務委託の制限、従業員の確認・届出、内部管理体制の整備、カジノ施設内関連業務の制限、秩序維持・苦情処理のための措置 等

#### ④I R 事業に関する規制の執行及びその廉潔性の確保

- カジノ事業以外のI R 事業の委託契約の認可及び委託先の背面調査、取引契約の認可及び取引契約先の背面調査、I R 事業に関する内部管理体制の監査 等





## 2. 担うべき基本的機能（つづき）

### ⑤カジノ施設・機器等の規制

○カジノ施設の数・規模、施設の構造設備、カジノ関連機器等の基準等、型式検定 等

### ⑥懸念への対応

○依存防止対策（入場規制、広告・勧誘の制限、コンプの規制、与信の制限、カジノ事業者が自ら実施する依存防止措置等）、青少年の健全育成（入場規制、広告・勧誘の制限等）、マネー・ローンダリング対策等（チップの規制、取引時確認等の義務付け、カジノ事業者が自ら実施するマネー・ローンダリング対策、暴力団対策等） 等

### ⑦納付金等の徴収等

○カジノ事業者からの納付金、カジノ管理委員会の背面調査の手数料等の適正な賦課・徴収・債権管理 等

### ⑧国民・利用者の声・違反行為の端緒の把握、国民への説明

○苦情・相談窓口の設置、違法行為の通報受付、国会に対する法運用の状況報告 等

### ⑨国際連携

○二国間のカジノ規制当局によるM O U（Memorandum of Understanding：覚書）締結やカジノ規制当局の国際的な枠組みへの積極的な参画 等

### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（１）基本的な考え方

- カジノ規制に対するカジノ事業者による周到な取組みとカジノ管理委員会による厳格な監督・執行により、カジノ規制の実効性確保を図るべきではないか。

#### A：カジノ事業者の役割

- カジノ事業の実施は特権的な性格を有することから、カジノ事業者は高い規範と責任、廉潔性が求められるとともに、事業活動に関する個々の規制の確実な遵守のほか、高い規範意識に基づく事業活動の実施を徹底するために、内部管理体制を整備するべきではないか。

#### B：カジノ管理委員会の役割

##### ○カジノ事業参入時

免許申請時における財務健全性等の審査、徹底した背面調査の実施により、カジノ事業者等としての適格性、廉潔性を確認すべきではないか。

##### ○カジノ事業運営時

カジノ事業者等による各規制の遵守状況、事業の実施状況や内部管理体制等を、専門的な知見を生かし、継続的かつ機動的にチェック（情報収集・常時監視）すべきではないか。

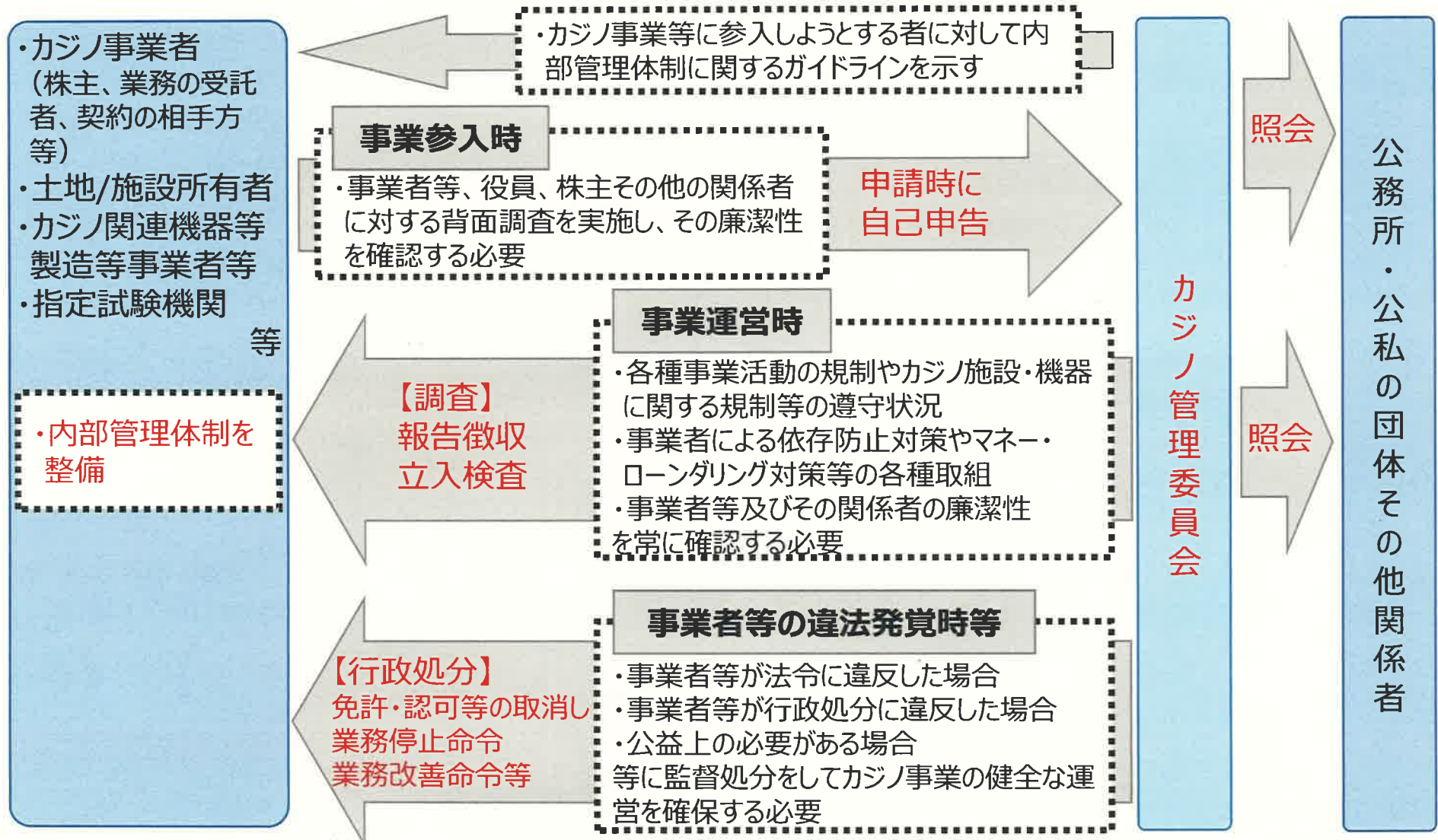
##### ○カジノ事業者等の違反発見時等

迅速な指導、カジノ事業等からの排除も含めた厳しい処分の積極的な運用を行うべきではないか。



### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（1）基本的な考え方

○カジノ事業の健全な運営の確保のためには、カジノ管理委員会がカジノ事業者等の廉潔性やカジノ規制の遵守状況を厳格に監督し、問題が生じた場合には、事業者等の排除も含め、行政処分により問題を改善する。



### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（2）法制上の課題

○カジノ管理委員会が担うべき機能を適時適切に、かつ、確実に果たすためには、法制上カジノ管理委員会に以下のような権限を設ける必要があるのではないか。

#### A：調査

○徹底した調査を行うため、カジノ管理委員会に以下の権限を設けるべきではないか。

- (a) カジノ報告徴収・資料の提出命令等
- (b) 職員によるカジノ施設等への立入検査
- (c) 公務所、公私の団体その他の関係者への照会  
(他の法制での例：銃刀法、弁護士法、特定秘密保護法等)
- (d) 外国規制当局との情報交換  
(他の法制での例：犯罪収益移転防止法、個人情報保護法、独占禁止法等)

#### B：監査

○カジノ管理委員会にカジノ事業者の業務及び経理の監査を、毎年、義務付けるべきではないか。  
(他の法制での例：電気事業法、ガス事業法)

#### C：行政処分

○義務履行確保のため、カジノ管理委員会に以下の処分権限を設けるべきではないか。

- ・業務運営・財産状況の改善命令
- ・カジノ事業者・従業者等が法令違反や公益を害する行為をしたとき、カジノ事業者等が行政処分や免許条件に違反したときその他公益上の必要性があるときのカジノ事業免許等の取消し、業務の全部又は一部の停止命令（他の法制での例：漁業法、軌道法、電気事業法等）



### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（2）法制上の課題

#### D：金銭的不利益処分の導入の検討

○不正なカジノ行為等による経済的利得行為を許さないためには、改善命令等の行政処分に加えて、金銭的な不利益処分の導入を検討してはどうか（そのような手法は、他国の管理当局においても活用されている。）。

#### （参考1）海外における金銭的な不利益処分の事例

	件数	主な事案	金銭的不利益処分の額
シンガポール	7件 (2015年度)	テーブルゲームにおける当局承認ルール違反 3名の入場排除者の入場・滞在禁止違反	20万ドル(約1,600万円) 4.5万ドル(約360万円)
ネバダ州	7件 (2016年)	テーブル等における貸付規則違反等 重大な免許要件違反（顧客への不適切な払戻し等）	21.5万ドル(約2,370万円) 150万ドル(約16,500万円)

※各国管理当局のウェブサイトの情報を基に作成。

※シンガポール、ネバダ州における金銭的な不利益処分（それぞれFinancial Penalty、Civil Fine）は、行政処分であるが、制裁的要素が強い点で、我が国の課徴金制度とは必ずしも同一ではない。

#### （参考2）2010～2015年度におけるシンガポールのカジノ管理当局による行政処分の内訳

	金銭的不利益処分	書面による厳重注意	ライセンス条件の変更	ライセンスの取消/停止
2010～2015年度合計	36件	7件	0件	0件

※ シンガポールのカジノ管理当局のウェブサイトの情報を基に作成。

#### E：カジノ施設立入時の対応

○カジノ管理委員会の職員によるカジノ施設への立入時において、例えば、技術基準に適合しないカジノ関連機器等を発見したときに当該機器等の使用の禁止を指示する等、職員が現場で対応できるよう法制上の手当が必要ではないか（他の法制での例：建築基準法、道路交通法等）。

### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（3）カジノ管理委員会の具体的な活動のイメージ

#### A：免許等による参入規制

##### (a) 基本的な考え方

- 諸外国の制度と同様、カジノ事業については、免許制の下で、事業者及び関係者から反社会的勢力を排除する等高い廉潔性を確保するとともに、事業活動に対し厳格な規制を行うべきではないか。

##### (b) 具体的な活動のイメージ

- 背面調査においては、
  - ・カジノ管理委員会は、Multi Jurisdictional Personal History Disclosure Form（カジノ事業免許の申請における共通確認事項）と同等の申請書様式を規定。
  - ・申請者本人（法人を含む。）に、上記様式に従い自己申告させるとともに、必要な書類等を添付させた上で、カジノ管理委員会自身が調査を実施。
  - ・カジノ管理委員会は、申請者本人（法人を含む。）から背面調査に係る包括的な同意を得て、関係行政機関への照会を実施する等、綿密な裏付調査を実施。
  - ・調査対象については、例えば、法人の役員本人だけでなく、その配偶者、被扶養者等の親族、仕事上密接な関係を有する者等、カジノ管理委員会が調査に必要と考える者は、全て対象。
  - ・調査事項については、犯罪歴や暴力団との関係、刑事・民事訴訟の内容、雇用歴や学歴等の非財務事項及び資産情報、負債情報等の財務事項等を対象として、詳細に調査を実施。
  - ・外国における財務事項の調査等専門的な知見を要する事項については、調査の外部委託等合理的と考えられる手法の活用も視野。
- 免許等審査過程においては、
  - ・免許付与等の判断を的確に行うため、カジノ管理委員会自身が免許申請者等から直接ヒアリングする機会を設けること等も視野。

### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（3）カジノ管理委員会の具体的な活動のイメージ

#### B：カジノ行為の規制・監督

##### (a) 基本的な考え方

- カジノ事業の個別業務について、各業務における内部管理規程の作成及び従業員の教育訓練等を含む内部管理体制の整備を義務付けるべきではないか。
- カジノ管理委員会は、カジノ行為の実施方法等に関する基準を設け、事業者に遵守させるべきではないか。
- 容認するカジノ行為の具体的な方法及び種類として、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたものを定めるべきではないか。

##### (b) 具体的な活動のイメージ

- カジノ事業者に対し従業者に対する教育訓練、内部規程・監査体制の整備等を義務付けるとともに、カジノ行為の実施等に係る業務方法書等について審査。
- ゲームにおける不正や認められたゲーム以外のものが行われること等がないよう、カジノ管理委員会の職員が常駐監視するとともに、カジノ管理委員会による、カジノ事業者の監視システム（防犯カメラシステム）等へのアクセス等、監視体制を整備。
- カジノ関連機器等製造業に係る業務の適正を確保するための体制整備に関する事項等を記載した業務方法書等について審査。
- カジノ関連機器等の使用状況についても、専門的知見を有する職員が常駐監視。これに加えて、カジノ施設の業務従事者等に対し直接インタビューを行うことを含めた検査を実施するとともに、製造業者の製造現場・工程等の確認を実施。
- 不適切な事案や違法な事案を発見等した場合には、当該カジノ行為をやめさせる等、改善に必要な指導の実施。特に、技術基準に適合しないカジノ関連機器等が発見等した場合には、直ちにその使用を中止させ、その改善がなされるまで使用中止を指示。
- 以上の対策でも不十分な場合や悪質な場合には、業務の改善を命令したり、事業の全部又は一部を停止させたりするほか、事案が重大な場合には、免許を取り消す等の対応。
- カジノ管理委員会に違反行為等の通報窓口を設置する等、情報収集体制を整備。

### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（3）カジノ管理委員会の具体的な活動のイメージ

#### C：納付金等の適正な徴収

##### (a) 基本的な考え方

- 納付金等の徴収については、カジノ管理委員会が、地方消費税の例にならって、一括して徴収するべきではないか。
- 納付金については、適正・確実な集計を確保するため、カジノ粗収益(GGR)の集計方法のルールを規定し、事業者に遵守させるべきではないか。
- カジノ事業者における集計状況については、記録の保存や公認会計士等の監査を義務付けるべきではないか。
- その他、背面調査の手数料等についても、カジノ管理委員会が確実に徴収できる措置が必要ではないか。

##### (b) 具体的な活動のイメージ

- 納付金額の適正性について、カジノ管理委員会は、定期の申告を受けるのみならず、適時にカジノ事業者の財務関係書類等を確認したり、関係者に直接インタビューを行うこと等により、検査。
- 納付金が適正に納付されていない場合、カジノ管理委員会は、督促や滞納処分等を厳正に実施。
- 徴収した納付金・入場料の地方分については、カジノ管理委員会が認定都道府県等に対して歳計外として送付。



### 3. カジノ規制の実効性確保の方策：（3）カジノ管理委員会の具体的な活動のイメージ

#### D：外国規制当局等との連携

##### (a) 基本的な考え方

- カジノ事業は国際的な業種であり、規制行政を効果的・効率的に行うためには、外国規制当局との連携・協力が不可欠になることから、カジノ管理委員会が円滑に外国規制当局と情報交換できるための方策をとる必要があるのではないか。
- 世界最高水準のカジノ規制を実施していくためには、諸外国の規制政策の動向に絶えず学ぶことが必要であり、IAGR※等の国際的な枠組みに積極的に参画すべきではないか。

※International Association of Gaming Regulators (IAGR)

IAGRはカジノ規制当局の国際的な交流会議であり、世界各地の規制当局の代表で構成されている（平成29年6月現在、世界71の規制当局が参加。IAGRウェブサイトより）。IAGRはカジノ規制当局間の情報交換や政策課題の議論の場の提供等を行っている。

##### (b) 具体的な活動のイメージ

- カジノ管理委員会と外国規制当局との情報交換の法的基盤整備。相互の交流による協力関係の構築。
- 二国間のカジノ規制当局によるMOU締結やカジノ規制当局の国際的な枠組みへの積極的な参画。

（参考）諸外国における外国規制当局との情報交換に係る規定の例（シンガポール）

#### カジノ管理法（第33A章）

（当局と外国のカジノ規制機関との間の協力）

第191条

(1)当局は、内務大臣の承認に基づき、外国のカジノ規制機関と、次のことを可能にする取決めを締結することができる。

(a)一方の当事者が、その保有する情報について他方の当事者から職務の遂行の目的で要求された場合に、他方の当事者に提供すること、及び

(b)一方の当事者が、他方の当事者が円滑に職務を遂行するために、他方の当事者にその他の必要な支援を与えること。

(2)～(4) (略)

## 4. カジノ管理委員会の在り方：（１）カジノ管理委員会

### A：基本的な考え方

- カジノ管理委員会の構成等については、他のいわゆる三条委員会において、
  - ①所掌事務に応じた委員数、
  - ②民主的コントロールの確保のための国会同意、
  - ③職務の公正性・独立性を確保するための適切な任期設定等が措置されていることを踏まえ、検討を深めていくことが適当ではないか。

### B：今後の議論の方向性

#### (a) 委員の構成

- 委員長及び委員は、人格が高潔であって、カジノ管理委員会の業務について公正な判断をすることができ、かつ、高い識見を持つ者により構成する必要がある、具体的には、カジノ事業の特性を踏まえて考えていくべきではないか。

#### (b) 国会同意等

- 委員長及び委員の任命に当たっては、他のいわゆる三条委員会の例にならい、国会による民主的コントロールを確保する観点から、国会同意を必要とするべきではないか。  
また、委員長及び委員の職務の公正性・独立性を確保する観点から、適切な任期を設定する必要があるのではないか。

#### (c) 委員会の透明性の確保・運営ルールの整備

- 国民に対する説明責任を果たすため、委員会は、カジノ規制の運用状況について、ホームページ等により分かりやすく公表するとともに、国会に対し、適時適切に報告を行う必要があるのではないか。  
また、委員会が、重大な違反行為等に対し、迅速な意思決定が行えるよう、委員会の運営ルール、意思決定プロセスを整備する必要があるのではないか。

## 4. カジノ管理委員会の在り方：（1）カジノ管理委員会

### 内閣府設置法第49条及び国家行政組織法第3条に基づく委員会の例

委員会名	事務体制 (定員※1)	任命権者	国会同意	委員数	任期
公正取引委員会	事務総局 (832)	内閣総理大臣	有	委員長（常勤） 委員4（常勤）	5年
国家公安委員会	警察庁（※2） (7,848)	内閣総理大臣	有	委員長（国务大臣） 委員5（常勤）	5年
個人情報保護委員会	事務局 (103)	内閣総理大臣	有	委員長（常勤） 委員8（常勤4）	5年
公害等調整委員会	事務局 (35)	内閣総理大臣	有	委員長（常勤） 委員6（常勤3）	5年
運輸安全委員会 (※3)	事務局 (180)	国土交通大臣	有	委員長（常勤） 委員12（常勤7）	3年
原子力規制委員会	原子力規制庁 (1,005)	内閣総理大臣	有	委員長（常勤） 委員4（常勤）	5年

※1 平成29年度における定員。

※2 警察庁は国家公安委員会に置かれる組織として、内閣府設置法上、特別の機関（第56条）として位置付けられている。

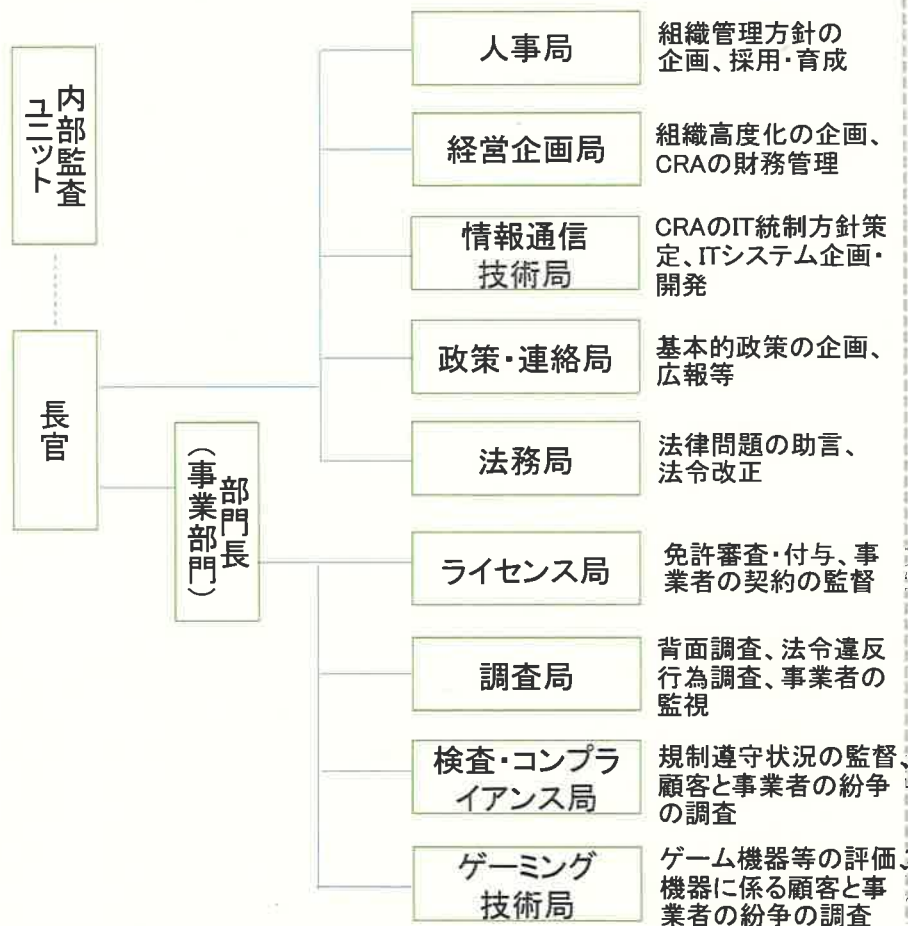
※3 平成20年10月、航空・鉄道事故調査委員会と海難審判庁の原因究明機能を統合して発足。

## 4. カジノ管理委員会の在り方：（2）諸外国におけるカジノ規制当局の構成

○諸外国の規制当局においては、①免許審査・付与や法令遵守に係る監督部局と背面調査等の調査部局を分けているほか、②ゲーム技術の調査を含む基本政策の企画・立案部局及び③人事・会計等の総務・管理部局を設置している。我が国のカジノ管理委員会においても、基本的にそのような組織構成を念頭に置くべきではないか。

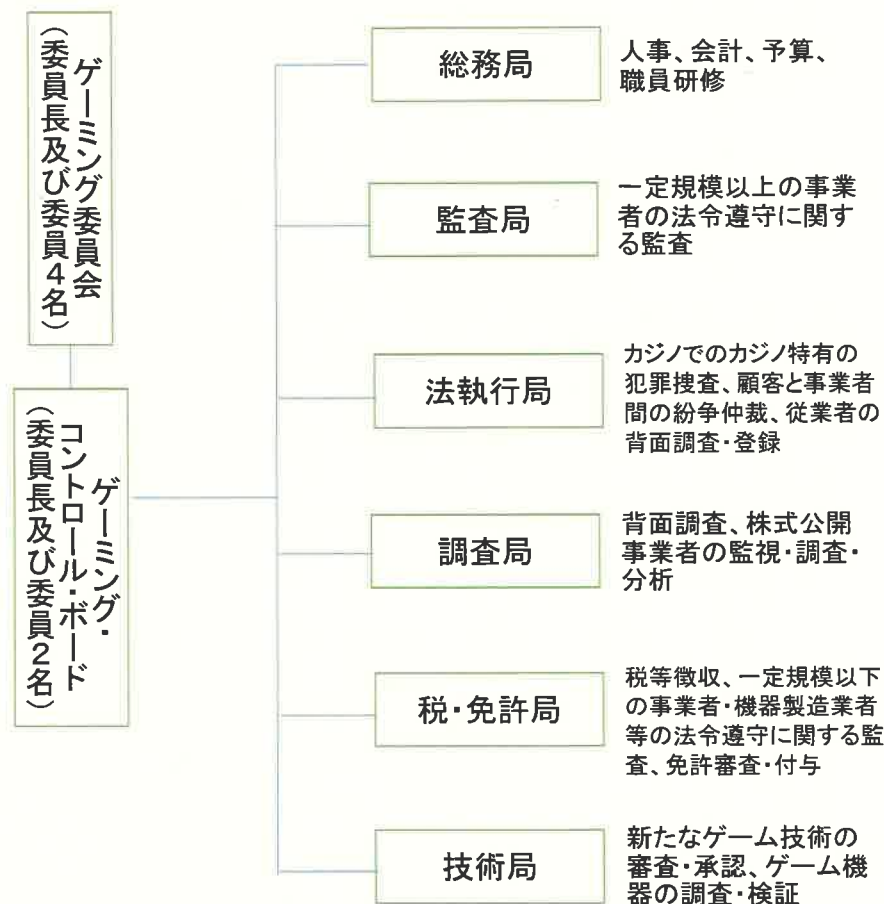
シンガポール  
(カジノ規制機構(CRA))

【職員数:約160名】



米国・ネバダ州  
(ゲーミング・コントロール・ボード(GCB)  
及びゲーミング委員会(GC))

【職員数(GCB):402名】



※ シンガポール、米国ネバダ州の組織構成の基本的単位は、「Division」となっている。



## 4. カジノ管理委員会の在り方：（3）高い専門性と的確な執行を備えるために

### A：基本的な考え方

- カジノ管理委員会が担うカジノ事業活動の規制の内容は、カジノ施設での職員の常駐監視、マネー・ローンダリング対策、カジノ施設・カジノ関連機器等の規制等、高い専門性と的確な執行が要求されるものとなる。このような業務の特性に応じた専門性の高い人材を各行政分野等から確実に確保するとともに、十分な組織・定員を整備することが必要ではないか。

（参考）第1回推進本部（平成29年4月4日）における本部長（安倍総理大臣）発言（抄）

「クリーンなカジノを実現するため、世界最高水準のカジノ規制を導入するとともに、それを的確に執行するための体制を整備すること」

### B：今後の議論の方向性

#### (a) 関係機関との対等性、マンパワーの確保

- カジノ管理委員会は、IRの枠組みにおいて、IR推進・振興に係る他の関係行政機関とは一線を画し、カジノに関する規制の厳格な執行や制度の企画立案等を行う立場にあることから、他の関係行政機関等と対等に協議・調整を行う必要があり、それを組織編成の面においても担保する必要があるのではないか。
- 徹底した背面調査や綿密な監督事務、国際連携等の広範な事務を全うするため、十分な定員の確保が必要ではないか。



## 4. カジノ管理委員会の在り方：（3）高い専門性と的確な執行を備えるために

### (b) 人材の確保・トレーニング

- 背面調査やカジノ事業者のオペレーション、財務・会計処理、カジノ関連機器等のチェック等を専門的知見をもって、的確に担うことができる人材を確保することが必要ではないか。
- 法執行業務や税務・監査業務等の経験のある職員、弁護士、公認会計士、カジノ関連機器等の技術専門家等の専門的知見を有する人材の活用が必要ではないか。
- 外国規制当局における研修・人材交流、カジノ規制等の研究機関への派遣等職員に対する十分なトレーニングを実施すべきではないか。

### (c) カジノ管理委員会の厳正な内部規律の確保・行動規範等の確立

- 大きな利害が絡むカジノ事業を規制するカジノ管理委員会自身においても、厳正な内部規律を確保する必要があるのではないか。
- 委員、職員等に対しては、カジノ事業者等に関する機微にわたる情報を取り扱うことに鑑み、厳格な守秘義務を課すべきではないか。また、専担の監察部門を置く等、組織の廉潔性確保のための方策をとる必要があるのではないか。
- カジノ管理委員会のミッションに即した職員等の行動規範、評価基準を確立する必要があるのではないか。

### (d) 国際部門の充実

- カジノ事業は国際的な業種であり、規制行政を効果的・効率的に行うためには、外国規制当局との連携・協力や国際的な枠組みへの積極的参画が不可欠であることから、体制面においてもこれらを担保する必要があるのではないか。